

食肉情報等普及・啓発事業の
実施希望申請について

令和 7 年 10 月 15 日
公益社団法人日本食肉協議会

当協議会においては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に定める公益目的事業として、食肉情報等普及・啓発事業を実施しています。

令和8年度におけるこの事業について、別紙のとおり助成対象者、事業内容、実施希望申請期間等事業の申請要件等を定めましたので、事業の実施を希望される団体におかれましては、申請期間内に申請書を提出されますようにご案内します。

注：アンダーラインは、変更部分

食肉情報等普及・啓発事業の申請要件等

1 助 成 対 象 者

- (1) この事業の助成の対象となる者は、食肉の生産、加工、流通、消費等に関する事業を実施している団体（会社法（平成17年法律第86号）に定める会社を除く。）とします。
ただし、2の（1）の②及び（2）については、全国をその活動の範囲とするものに限りします。
- (2) 団体が任意団体の場合にあつては、次の事項を内容とする規約を有するものに限りします。
- ① 団体の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
 - ② 団体の運営に関する事項
 - ③ 団体の会計処理に関する事項
- (3) 食肉情報等普及・啓発事業実施要領の第6の規定に基づき、助成金の全部又は一部の返還を求めた団体については、助成事業の選考等に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の審議を経て、一定期間、助成対象者から除外する場合があります。

2 事 業 内 容

この事業の内容は、次に掲げるものとします。
ただし、販売促進や共同宣伝を主たる目的としているものは除きます。

(1) 情報の普及・啓発

① 催事によるもの

ア 全国をその対象として行われる農業若しくは食肉に関する催事に出席し、又は食肉の流通拠点（枝肉又は部分肉の価格形成機能等を担う施設をいう。以下「食肉流通拠点」という。）に関する催事を開催し、又はセミナー・シンポジウム、料理教室等を開催し、一般消費者に対し、次の（ア）及び（イ）の欄に掲げる事項を実施するとともに、（ウ）及び（エ）の欄に掲げる事項のすべて又は一部を実施するのに要する経費の助成

（ア）食肉（牛肉及び豚肉をいう。以下同じ。）に関する表示、品質、部位、機能等の特徴、保存管理等の情報知識又は食料自給率の向上、畜産政策等行政施策の情報知識又は放射性物質に関する情報知識（以下「食肉関係等情報知識」という。）の普及・啓発に加え、食肉流通拠点に関する催事にあつては、食肉の価格形成機能等食肉流通拠点の社会的役割についての理解を深めるための情報知識の普及・啓発の実施

（イ）一般消費者の食肉関係等情報知識の普及の状況、この事業による食肉関係等情報知識の理解の状況、この事業の効果等を推計するためのアンケートの実施

(ウ) 特定銘柄等の食肉の一般消費者への紹介

(エ) その他食肉関係等情報知識の普及・啓発に関する事項

イ アの事業を実施するために、次に掲げる事項のすべて又は一部を実施するのに要する経費の助成

(ア) 一般消費者の理解増進の取組みを円滑に行うこと等事業の円滑な実施方法等を検討するための会議の開催

(イ) 普及・啓発の対象とする情報知識に関するパンフレット、パネル、ビデオ等資料の作成

(ウ) 催事の開催又は出展を日刊紙等に広告掲載その他の手法による一般消費者への周知

(エ) その他この事業を円滑に推進するために必要な事項

② 催事以外によるもの

ア 一般消費者に対し、次に掲げるすべて又は一部の手段により、食肉関係等情報知識を普及・啓発すること等を実施するのに要する経費の助成

(ア) 団体自らが開設するホームページ

(イ) 冊子、パンフレット等の作成、配布

(ウ) 一般向けに刊行されている雑誌等への掲載

イ アに掲げる手段では有効でない視覚障害者等に対し、状況に応じた手段により、食肉関係等情報知識を普及・啓発すること等を実施するのに要する経費の助成

(2) 食肉専門技能・知識の修得

食肉の格付等に関する高度な技能・知識の修得等により人材を育成するのに要する経費の助成

3 助成限度額

この事業の助成限度額は、次のとおりとします。

(1) 情報の普及・啓発

① 催事によるもの

ア 食肉流通拠点に関する催事

(ア) 当該催事を2日以上開催し、2万人以上の一般消費者の入場が見込めるもの

1 食肉流通拠点当たり 1,300万円以内

(イ) その他のもの

1 食肉流通拠点当たり 250万円以内

イ その他のもの

1 団体当たり 250万円以内

② 催事以外によるもの

1 団体当たり 1,100万円以内

ただし、団体自ら開設するホームページの作成又は大幅な変更（令和6年度又は令和7年度に当協議会のホームページに係る助成を受けていない場合に限る。）は、当該部分の助成限度額は200万円、その他データの更新・追加は、同50万円とします。

(2) 食肉専門技能・知識の修得

人材養成1人当たり 300万円以内

ただし、同一者に対する助成は3年を限度とします。

4 事業の実施希望申請書

令和8年度において事業の実施を希望される者（以下「事業実施希望者」という。）は、別紙様式の食肉情報等普及・啓発事業令和8年度事業実施希望申請書（以下「申請書」という。）により申請して下さい。

なお、食肉流通拠点に係る荷受業者等を会員とする団体が、2の（1）の①のアの食肉流通拠点に関する催事の開催を希望する場合は、複数の食肉流通拠点を対象に事業を申請することができます。

その場合の助成限度額は、3の（1）の①のアの（イ）の1食肉流通拠点当たり助成限度額に実施箇所数を乗じて得た額以内の額とします。

5 実施希望申請期間

令和7年10月15日（水）から令和8年2月6日（金）まで

6 申請先

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町1-16-1（いちご神田錦町ビル3階）

公益社団法人日本食肉協議会宛

7 助 成 の 選 考

申請書の提出のあった事業実施希望者の選考は、利害関係者等を排除した第三者委員会で審議します。その審議結果を理事会に報告し、同意を得た上で決定し、その結果については、各事業実施希望者へ3月中旬までに連絡します。

8 事 業 の 実 施

選考により令和8年度事業の実施者として決定された者は、「食肉情報等普及・啓発事業実施要領」により、事業を実施していただくことになります。

別紙様式

番 号
年 月 日

公益社団法人 日本食肉協議会
会 長 本 川 一 善 宛

申 請 団 体 名
申 請 団 体 所 在 地
代 表 者 役 職 ・ 氏 名
印

食肉情報等普及・啓発事業
令和 8 年度事業実施希望申請書

令和 8 年度に係る食肉情報等普及・啓発事業について、下記のとおり実施したいので、申請します。

事業内容・申請団体等の概要

1 催事の概要 (催事の名称 実施主体、後援等 開催場所 開催日時・期間 延入場予定者数 申請団体の関与 (出展・開催))	
2 実施する事業内容及び消費者にアピールしたい重点事項 (事業実施要領別紙様式の事業実施計画書の I の事業実施内容を記載すること。)	
3 助成希望額	
4 申請団体の概要 (構成団体名・代表者名 規約等の有無 連絡先 担当者役職・氏名 TEL・FAX)	

注：情報の普及・啓発の催事によるもの以外に申請する場合は、1 の欄は記載せず、2 以降の番号を繰上げて記載すること。